

逮捕状その他の令状請求時並びに送致及び送付時の事前検討について

平成 23 年 3 月 3 日

道本刑第 454 号

(生企・地・交企・公 1 合同)

/ 警察本部各部、所属の長 / 警察学校長 / 各方面本部長 / 各警察署長 / あて

(概要)

本通達は、逮捕状その他の令状の発付を裁判官に請求し、及び捜査した事件を検察官に送致等をするときに実施する事前検討に関し必要な事項を定め、検討責任者による当該事件の捜査内容及び捜査手続の点検を確実にを行うことにより、捜査の適正の一層の確保を図ることを目的とするものである。